

14.7.10
第917号

寫

勞務第八三九號

大正十四年七月八日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 若槻 禮次郎 殿
 社會局長 官長 岡隆一郎 殿
 神奈川縣知事 清野 長太郎 殿
 東京地方裁判所 檢事 正 殿

因平印刷所勞働爭議ニ関スル件 (第一報案決)
 職工側ハ四日以來同盟罷業ヲ行ヒツ、アリタルガ以、
 同何等ノ運動ナク、一昨六日午後九時三十分ヨリ豫

六、賃金支拂日ノコト
 一、一日ヨリ十日迄ノ賃金ハ十四日支拂ノコト
 二、十一日ヨリ月末マデノ賃金ハ八月末支拂ノコト
 三、定期以外ノ勤勞ノコト
 四、公休日ハ勤勞ノ場合ハ五割増ノコト、(四) 夜業場合ハ五割増ノコト
 五、徹夜ノ増加ハ倍額支給ノコト (但シ午後五時ヨリ前ハ此ニ限リ)
 六、日雇ノ給ノ件
 七、(一) 年々四月十七日ヨリ五月ヨリ定期昇給トスルコト
 八、出勤猶豫時間ハ八時三十分マデトスルコト
 九、喫煙室ヲ設クルコト
 十、浴場ヲ各所ニ設クルコト
 十一、工場ハ常ニ清潔ニスルコト
 十二、紅丹屋根主様ノ側付ハ四分枚ヲ取リ居上ニテ行フコト
 十三、教員ノ件
 十四、本所ニ親シハ純粋ニ犧牲存シ出サレコト
 大正十四年七月八日
 工場 職工
 柳 糸 吾 作
 男 十 右 司